

平成31年3月18日

文化審議会答申 ～国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定及び 登録有形文化財（美術工芸品）の登録について～

文化審議会（会長 ^{さとうまこと}佐藤信）は、3月18日（月）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、3件の美術工芸品を国宝に、41件の美術工芸品を重要文化財に指定すること、また、2件の美術工芸品を登録有形文化財に登録することについて、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

詳しくは、別添の資料「Ⅰ. 答申内容」、「Ⅱ. 解説」、「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

なお、今回答申を受けた文化財の一部は、4月16日（火）から5月6日（月）まで東京国立博物館本館（東京都台東区上野公園13-9）にて、特集「2019年新指定国宝・重要文化財」展で公開します。

<担当> 文化庁文化財第一課

課長	平山直子	（内線 2884）
課長補佐	吉野孝行	（内線 2933）
調査官（絵画の部）	綿田稔	（内線 2890）
主任調査官（彫刻の部）	奥健夫	（内線 2891）
調査官（工芸品の部）	伊東哲夫	（内線 2889）
主任調査官（書跡・典籍、古文書の部）	藤田励夫	（内線 2888）
主任調査官（考古資料の部）	原田昌幸	（内線 2892）
調査官（歴史資料の部）	地主智彦	（内線 2893）
審議会係長	福島俊輔	（内線 2887）

電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-2887（直通）

I. 答申内容

1. 国宝（美術工芸品）の指定

<絵画の部>

（重要文化財を国宝に 1 件）

① キトラ^{こふんへきが}古墳壁画

五面

<彫刻の部>

（重要文化財を国宝に 1 件）

① 木造五智如来坐像^{もくぞうごちによらいざぞう}

五軀

（重要文化財を統合して国宝に 1 件）

①	木造薬師如来立像 ^{もくぞうやくしによらいりゅうぞう}	一軀
	木造伝衆宝王菩薩立像 ^{もくぞうでんしゅうほうおうぼさつりゅうぞう}	一軀
	木造伝獅子吼菩薩立像 ^{もくぞうでんししくぼさつりゅうぞう}	一軀
	木造伝大自在王菩薩立像 ^{もくぞうでんだいじざいおうぼさつりゅうぞう}	一軀
	木造二天王立像 ^{もくぞうにてんのうりゅうぞう}	二軀

2. 重要文化財（美術工芸品）の指定

<絵画の部>

（有形文化財を重要文化財に 5 件）

① 絹本著色春日鹿曼荼羅図^{けんぼんちやくしよくかすがしかまんだらず}

一幅

② 絹本著色釈迦三尊像^{けんぼんちやくしよくしゃかさんぞんぞう}狩野正信筆^{かのうまさのぶひつ}

三幅

③ 紙本金地著色唐獅子図^{しほんきんじちやくしよくからじしず}四曲屏風^{よんきよくびょうぶ}

一隻

④ 絹本著色東大寺縁起^{けんぼんちやくしよくとうだいじえんぎ}

二幅

- ⑤ けんぽんちやくしよくりぎよちようりゅうもんず 絹本著色鯉魚跳龍門図 ゆうひひつ 熊斐筆 一幅

<彫刻の部>

(有形文化財を重要文化財に 8件)

- ① もくぞうべんざいてんざぞう 木造弁才天坐像 一軀
- ② もくぞうにちれんざぞう 木造日蓮坐像 いんこうさく 院興作 一軀
- ③ もくぞう し し こまいぬ 木造獅子狛犬 一对
- ④ もくぞうこんごうりき しりゅうぞう 木造金剛力士立像 におうもんあんち (二王門安置) 二軀
- ⑤ もくぞうそうぎょうはちまんしんおよびしょしんざぞう 木造僧形八幡神及諸神坐像 らいえん 頼円、じつえんさく 実円作 五軀
- ⑥ もくぞうせんじゅかんのりゅうぞう 木造千手観音立像 ほんどうあんち (本堂安置) 一軀
- ⑦ もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう 木造地藏菩薩立像 二軀
- ⑧ もくぞうあみだによらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像 かいじょうさく 快成作 一軀

<工芸品の部>

(重要美術品を重要文化財に 1件)

- ① うるしぬりさいおけ 漆塗菜桶 一口

(有形文化財を重要文化財に 4件)

- ① どうおきもの 銅置物「十二の鷹」 じゅうに たか 鈴木長吉作 十二体
- ② いろえじゅうにかげつわ かかちょうず 色絵十二月和歌花鳥図角皿 おがたけんざんさく 尾形乾山作 十二枚
- ③ きせとふくじはち 黄瀬戸福字鉢 一口

- | | | | |
|---|---|-----------|----|
| ④ | { | ぼっし
鉞子 | 一對 |
| | | どら
銅鑼 | 一口 |

<書跡・典籍の部>

(有形文化財を重要文化財に 3件)

- | | | |
|---|---|----------|
| ① | ぞくけ ぶんきょうりやくそかんじょうきかんだいご
続華嚴經 略疏刊定記卷第五 | 一卷 |
| ② | げんぱんいつさいきょう
元版一切 經 | 四千五百八十一帖 |
| ③ | こんびょうしこぞうし
紺表紙小双紙 | 四百七十二点 |

<古文書の部>

(重要美術品を重要文化財に 1件)

- | | | | |
|---|---|---|----|
| ① | { | ばんれきにじゅうにねん
ちょうせんこくこくしん 万曆二十二年
朝鮮国告身 | 一通 |
| | | ばんれきにじゅうにねん
けいしょうどうかんさつしけんじゅんさつしこうりしょうでんれいならびにじょう
慶尚道觀察使兼巡察使洪履祥伝令并書状 万曆二十二年 | 二通 |

(有形文化財を重要文化財に 5件)

- | | | |
|---|--|---------------------|
| ① | とよとみ けもんじょ ろくじゅうななつう
豊臣家文書 (六十七通) | 二冊、六十五通 |
| ② | みきた けもんじょ ひやくよんつう
和田家文書 (百四通) | 八巻、二幅 |
| ③ | がくえん じもんじょ よんひゃくきゅうじゅうよんつう
鰐淵寺文書 (四百九十四通) | 十巻、十冊、一幅、
四百七十二通 |
| ④ | だざいふあとしゆつどもつかん
大宰府跡出土木簡 | 百十三点 |
| ⑤ | りゅうきゅうこくじだいせきひ
琉球国時代石碑 | 二十五基 |

<考古資料の部>

(有形文化財を重要文化財に 7件)

- ① ひょうごけんいけだこふんしゅつどひん 兵庫県池田古墳出土品 一括
- ② わかやまけんあすかじんじゃけいだいほうらいさんしゅつどひん 和歌山県阿須賀神社境内(蓬莱山)出土品 一括
- ③ とっとりけんあおやかみじちいせきしゅつどひん 鳥取県青谷上寺地遺跡出土品 一括
- ④ とくしまけんやのいせきしゅつどひん 徳島県矢野遺跡出土品 一括
- ⑤ きんさくめいたち 金錯銘大刀 一口
- ⑥ おおいたけんふないおおとしいせきしゅつどひん 大分県府内大友氏遺跡出土品 一括
- ⑦ かごしまけんさんかくやまいせきしゅつどひん 鹿児島県三角山遺跡出土品 一括

<歴史資料の部>

(有形文化財を重要文化財に 7件)

- ① そおとなもんじよもんじよじゅうさんつう カラフトナヨロ惣乙名文書(ヤエンコロアイヌ文書) (十三通) 二巻
- ② はたのあわきまろひつ えぞがしまきかん 蝦夷島奇観 秦檜磨筆 十三帖
- ③ ちょうきんごとうけかんけいしりょう 彫 金後藤家関係資料 一括
- ④ い えうどうんけかんけいしりょう 伊江御殿家関係資料 百四十六点
- ⑤ こうたいよりあいにしたかぎけかんけいしりょう 交代寄合西高木家関係資料 一括
- ⑥ ごうじょうきどうしや ホジ六〇一四号蒸気自動車 たいしやうにねん 大正二年、きしやせいぞうかぶしきがいはせい 汽車製造株式会社製 一両
- ⑦ やえやまくらもとえしがこうるいみやらあんせんきゅうぞう 八重山蔵元絵師画稿類(宮良安宣旧蔵) 九十点

3. 登録有形文化財（美術工芸品）の登録

<歴史資料の部>

（有形文化財を登録有形文化財に 2件）

- | | | |
|---|---|---------|
| ① | <small>けんちくきょういく けんきゅうしりょう</small>
建築教育・研究資料
<small>せんだいこうとうこうぎょうがっこうけんちくがっかきゅうぞう</small>
（仙台高等工業学校建築学科旧蔵） | 千四百三十七点 |
| ② | <small>かんりつこうとうきょういくき かんえいぜんそし ききんだいけんちくずめん</small>
官立高等教育機関営繕組織近代建築図面
<small>とうほくていこくだいがくえいぜんかきゅうぞう</small>
（東北帝国大学営繕課旧蔵） | 千百三十九点 |

Ⅱ．解 説

1. 国宝（美術工芸品）の指定

< 絵画の部 >

（重要文化財を国宝に 1 件）

① キトラ^{こふんへきが}古墳壁画

五面

【所有者】 国（文部科学省所管）

【法 量】 東壁 縦 1 1 2 . 1 cm 横 2 0 3 . 7 cm
西壁 縦 1 1 2 . 8 cm 横 2 0 4 . 2 cm
南壁 縦 9 5 . 7 cm 横 7 2 . 8 cm
北壁 縦 1 1 2 . 2 cm 横 1 0 5 . 7 cm
天井 縦 1 0 5 . 8 cm 横 1 6 9 . 3 cm

奈良県高市郡明日香村のキトラ古墳の石室壁画。四方の壁と天井をあわせた壁画の全体構想が判明する点が極めて貴重で、とくに高松塚古墳では滅失している南壁の朱雀が良好な状態で残っていることが特筆される。天井の天文図も東アジアにおける最古例として貴重なもので、高松塚古墳壁画（国宝）と並んで我が国の古代絵画史を考える上で不可欠な作例である。 (飛鳥時代)



<彫刻の部>

(重要文化財を国宝に 1件)

① 木造五智如来坐像

五軀

【所有者】宗教法人安祥寺（京都府京都市山科区御陵平林町22）

【法量】像高（大日）158.6cm （阿闍）109.5cm
（宝生）109.7cm （阿弥陀）109.2cm
（不空成就）106.6cm

真言宗の入唐僧、恵運が仁明天皇の女御、藤原順子を檀越（施主）として開いた安祥寺に伝わる金剛界五智如来像。重厚で単純化された造形に当代密教彫刻の特徴をよく示す。製作年代や安置場所について諸説あったが、近年の研究や寺地調査の進展により、山上に造営された上寺伽藍の中心堂宇、礼仏堂の像として、仁寿元年（851）から貞観元年（859）までの間に造られたという見解が有力となっている。初期密教彫刻の最重要作例の一つである。（平安時代）



2. 重要文化財（美術工芸品）の指定

< 絵画の部 >

（有形文化財を重要文化財に 5 件）

① けんぼんちゃくしよくかすがしかまんだらず
絹本著色春日鹿曼荼羅図

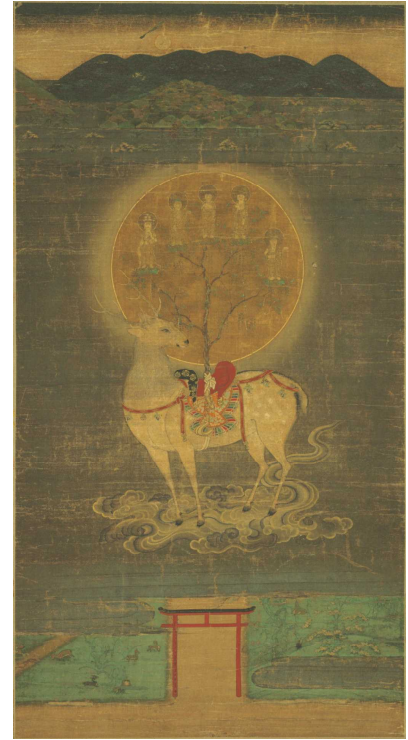
一幅

【所有者】独立行政法人国立文化財機構
（東京都台東区上野公園13-9）
奈良国立博物館保管

【法 量】縦76.6cm 横40.4cm

雲に乗った鹿が御蓋山みかさやまの麓に現れたさまを幻想的に描く。鹿の鞍の上には榊さかさが描かれ、その枝先には春日社および若宮の祭神の本地仏五尊が描かれる。春日明神が白鹿ようごうに乗って影向したという信仰に基づくもので、同様の形式の作例は30点以上が知られるが、本図は中でも鎌倉時代後期にさかのぼる古例である。とくに鹿や背景の自然の堅実で細やかな描写に優れる。

（鎌倉時代）



② 絹本著色 釈迦三尊像 かのうまさのぶひつ 狩野正信筆

三幅

【所有者】宗教法人大本山大徳寺（京都府京都市北区紫野大徳寺町53）

【法量】各 縦149.2cm 横88.0cm

釈迦如来・文殊菩薩・普賢菩薩を描いた三幅対。水墨を基調とした背景に、人間的な表情をみせる尊格を濃厚な彩色と力強い墨線で描くところに特色がある。描画様式から狩野正信（1434?～1530）筆と判断できる。謹厳かつ丁寧な作行きで格調高い画面となっており、画域の広さで鳴らした初期狩野派の礼拝仏画ひいては室町時代後期の仏画を代表する大作として高く評価される。（室町時代）



③ 紙本金地著色 唐獅子図 しほんきんじちやくしよくからじしず 四曲屏風 よんきよくびょうぶ

一隻

【所有者】宗教法人本法寺

（京都府京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町617）

【法量】縦174.9cm 横362.9cm

金雲たなびく金の空間に悠々と歩く唐獅子を描く。画面右下に子獅子をかき消した痕跡があり、当初はもっと大きな画面であったことがわかる。制作当初の形状と絵師名は必ずしも明らかではないものの、狩野派の一流絵師の手になることは間違いない。狩野永徳の遺風を伝える勇壮な気分にあふれた画趣は圧巻で、桃山時代の金碧障屏画を代表する優品として高く評価される。



（桃山時代）

④ ^{けんぼんちやくしよくとうだいじえんぎ} 絹本著色 東大寺縁起

二幅

【所有者】宗教法人東大寺（奈良県奈良市雑司町406-1）

【法量】各 縦152.2cm 横82.5cm

聖武天皇による東大寺大仏開眼供養と、東大寺の成立にまつわる諸説話を描いた作例。東大寺の縁起絵としては現存最古例で、奈良時代を中心とする時空間に、^{しゅんじょう}俊乗堂など鎌倉再興期の情報も添えられる。人物や自然に対する細やかで柔和な描写や、絵具の発色が非常によいことが特筆され、鎌倉時代に盛行した社寺縁起絵の代表的作例のひとつとして高く評価される。

(鎌倉時代)



⑤ ^{けんぼんちやくしよくりぎよちょうりゅうもんず} 絹本著色 鯉魚跳龍門図 ^{ゆうひひつ} 熊斐筆

一幅

【所有者】長崎市（長崎県長崎市桜町2-22）

長崎歴史文化博物館保管

【法量】縦129.6cm 横53.1cm

滝を登ろうとして跳ねる2匹の鯉に満開の桃を添える。作者の^{ゆうひ}熊斐（1712～72）は長崎で中国語通訳を務めながら当時長崎へ渡航した清国の画家に学び、精緻な筆法と艶麗な彩色を特徴とする画風を確立した。その画風はやがて上方から江戸へと伝播し、絵画史上に大きな潮流を形成する。水の中と外を巧みに描き分けた本図は、熊斐の代表作である。

(江戸時代)



<彫刻の部>

(有形文化財を重要文化財に 8件)

① ^{もくぞうべんざいてんざぞう}木造弁才天坐像 一軀

【所有者】宗教法人江島神社（神奈川県藤沢市江の島2-3-8）

【法量】像高58.9cm

弁才天の霊地として名高い江の島に伝来する弁才天像。端正で引締まった顔立ちや深く自然に乱れる袖の衣文などに運慶派の特徴が顕著で、1230年代に幕府や御家人の関与を得て同派の仏師により造られたと推定される。頭上に蛇身の宇賀神を戴く、いわゆる宇賀弁才天の最古の遺品であり、また鎌倉時代女神像の優品としても注目される。

(鎌倉時代)



② ^{もくぞうにちれんざぞう}木造日蓮坐像 ^{いんこうさく}院興作 一軀

【所有者】宗教法人妙覚寺（京都府京都市上京区下清蔵口町135）

【法量】像高82.5cm

鎌倉時代の傑僧の一人、日蓮の肖像彫刻で、像内銘により鎌倉末期に活動した院派仏師、院興^{いんこう}の作と知られる。大づかみな形体把握で堂々たる体軀を表し、当代肖像彫刻の重要作例であり、また日蓮像として本門寺像（重要文化財）に次ぐ作例として貴重である。

(鎌倉時代)



③ もくぞうししこまいぬ
木造獅子狛犬

一対

【所有者】宗教法人教王護国寺（京都府京都市南区九条町1）

【法量】像高（獅子）70.8cm（狛犬）77.7cm

東寺八幡宮に伝来した獅子狛犬の一対。ともに前後二材製で、尾まで共木で彫出する構造に平安前期的な要素をとどめ、10ないし11世紀の製作とみられる。獅子（阿形）は迫力のある形相と精悍な姿態が表され、動物彫刻の優品として注目される、狛犬（吽形）は彫直しの手が加わっている可能性があるが、一対としてみれば大寺院の鎮守社に置かれるにふさわしい風格を示している。



（平安時代）

④ もくぞうこんごうりきしりゅうぞうにおうもんあんち
木造金剛力士立像（二王門安置）

二軀

【所有者】宗教法人光明寺（京都府綾部市睦寄町君尾1-1）

【法量】像高（阿形）227.5cm（吽形）233.3cm

光明寺二王門（国宝）安置の金剛力士像。仁治3年（1242）から建長5年（1253）にかけての門の建立と同時期に造られたとみられる。阿形は口を横に開く独特の形相で思い切って上体を反らせる特色に富んだ造形で、いっぽう吽形は動勢が控えめで全体に堅実な作行を示すという差異はあるが、ともに鎌倉中期運慶派の特色をよく示す。当代金剛力士像の優品で、とりわけ建立年代の明らかな門とともに伝わる意義が評価される。



（鎌倉時代）

⑤ ^{らいえん じつえんさく} 木造僧形八幡神及諸神坐像 ^{もくぞうそうぎょうはちまんしんおよびしよしんざぞう} 頼円、実円作

五軀

【所有者】 宗教法人壺井八幡宮（大阪府羽曳野市壺井605-2）

【法量】 像高 （僧形八幡神） 50.8 cm （男神） 59.8 cm
（神功皇后） 50.5 cm （童子神像その一） 20.5 cm
（童子神像その二） 20.0 cm

河内源氏の本拠地にある壺井八幡宮の本殿に伝えられた^{そうぎょうはちまんしん}僧形八幡神・男神・女神（^{じんぐうこうごう}神功皇后）・童子神二軀よりなる群像。銘文や納入品の記により正平8年（1353）から翌年にかけて^{えんぱ}円派（^{ぶつしよ}三条仏所）^{らいえん じつえん}仏師とみられる頼円・実円により造られたことが知られ、卵形の顔立ちに同派の特色がうかがえる。彩色もよく遣り、南北朝時代神像の基準作として貴重である。神功皇后の男装する姿など図像的にも注目される。

（南北朝時代）



⑥ もくぞうせんじゅかんのりゅうぞう 木造千手観音立像 ほんどうあんち (本堂安置)

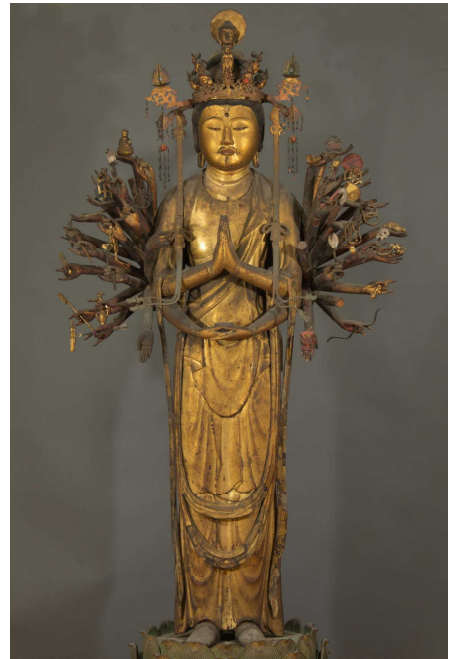
一軀

【所有者】宗教法人朝光寺（兵庫県加東市畑609）

【法量】像高176.4cm

本堂（国宝）の本尊である二軀の千手観音像のうち一軀で、西本尊と称される。左足柄に「実檢了／長快（花押）」の銘がある。妙法院千体千手観音像（国宝）の鎌倉時代再興像に同様の銘を記すものが28軀存在し、進捗状況の検分に係る銘文とみられる。このことより建長3年（1251）～文永3年（1266）に造られた再興像の一軀であることが明らかである。当代の記念碑的大群像の一体として造られた像であり、また都で量産された仏像が他地域にもたらされた例として注目される。

（鎌倉時代）



⑦ もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう 木造地藏菩薩立像

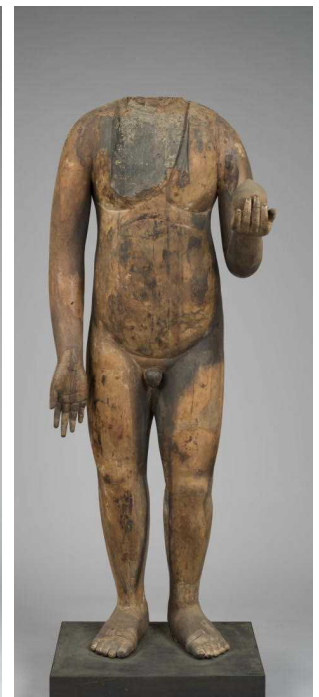
二軀

【所有者】宗教法人新薬師寺（奈良県奈良市高畑町1352）

【法量】像高（裸形像）154.0cm（著衣像）185.7cm

全裸の姿で実物の衣を着せる形式の地藏菩薩像として造られたのが、後に木製著衣を貼付けて通常的地蔵菩薩像に改造されたもので、解体修理により著衣部を取外され、著衣部は頭部とともにもう一体の像に仕立てられている。裸形像は嘉禎4年（1238）の納入願文より興福寺僧尊遍そんべんが師である実尊じつそんの菩提を弔うために造立したことが知られる。著衣像への改造は13世紀後半に行われたとみられ、尊遍が晩年に自らが死んで像に奉仕する者がいなくなることを案じて行ったとも想像される。

（鎌倉時代）



⑧ ^{もくぞうあみだによらいりゅうぞう}木造阿弥陀如来立像 ^{かいじょうさく}快成作 一軀

【所有者】宗教法人萬行寺
(福岡県福岡市博多区祇園町4—50)

【法量】像高81.7cm

臨終者を迎えに来る姿を表す阿弥陀像。像底銘により仁治3年(1242)に奈良の仏師とみられる^{かいじょう}快成が造ったことが知られる。足柄を造らず像底に穿った孔に台座に立てた棒を差し立てさせ、足裏に^{ぶつそくもん}仏足文(超越性を象徴する身体的特徴の一つ)を朱描する。生身^{しょうじん}(現世に具体的な存在を表した仏)信仰により造られたこの種の遺品の基準作例として重要である。

(鎌倉時代)



<工芸品の部>

(重要美術品を重要文化財に 1件)

① うるしぬりさいおけ
漆塗菜桶

一口

【所有者】国（文化庁保管）

【大きさ】総高24.2cm 口径34.2cm 底径31.8cm

寺院の什器として用いた漆塗りの菜桶で、中世の遺例は希少である。総体を黒漆とし、二本のたが箍と上部のたが箍の上方および見込みに朱漆をかけ、ていりょう提梁を渡す。底裏には二種の朱漆銘があり、うち一つの銘は、徳治2年（1307）7月に法華寺で使用された菜桶24口の内の一つであることを記している。もう一方は、補修の漆を塗った際のもので、天文3年（1534）に「□提寺」とあり、唐招提寺とみられる寺院の什器として用いられたことを示している。



本件は銘文から、名称、作期、由緒が明確であるほか、後世の補修の際の銘文より、什器の伝来の様相がうかがわれる遺例としても資料的価値が高い。

(鎌倉時代)

(有形文化財を重要文化財に 4件)

① ^{どうおきもの}銅置物「^{じゅうに}十二の^{たか}鷹」^{すずきちょうきちさく}鈴木長吉作 十二体

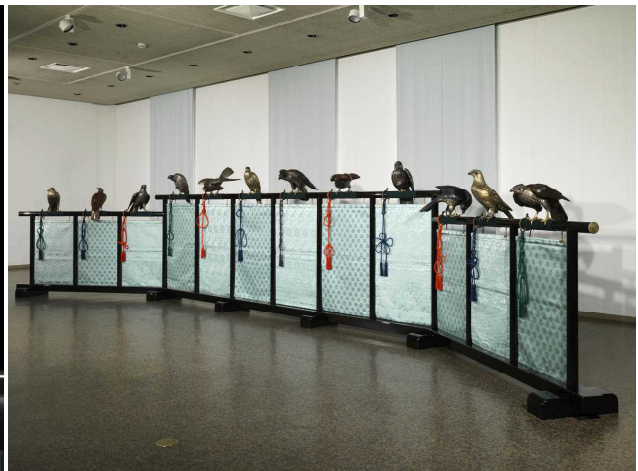
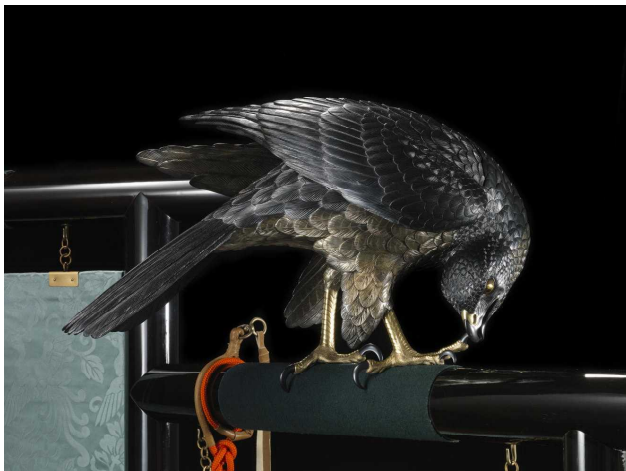
【所有者】独立行政法人国立美術館（東京都千代田区北の丸公園3-1）
東京国立近代美術館保管

【大きさ】全長53.5cm（最大）

明治26年(1893)に開催されたシカゴ万国博覧会に出品するために製作された鷹の置物である。貿易商林忠正の発案を受けて、金工家として定評のあった鈴木長吉(1848～1919)が監修と製作を手がけた。長吉は、この事業のために実際に鷹を飼って写生を繰り返し、3年から4年の歳月を費やして製作したといわれる。

江戸時代の刀装具を中心に発達した鋳金、彫金、色絵象嵌などの高度な金工技術を駆使し、架に止まる12羽の鷹の様々な姿をいきいきと見事に表現しており、近代金工の傑作として評価が高い。

(明治時代)



② いろえじゅうにかげつわ かかちょうずかくざら 色絵十二ヶ月和歌花鳥図角皿 おがたけんざんさく 尾形乾山作

十二枚

【所有者】 宗教法人世界救世教（静岡県熱海市桃山町26-2）
MOA美術館保管

【大きさ】 各高2.2cm 縦16.8cm 横16.8cm

尾形乾山（1663～1743）は野々村仁清（生没年不詳）から陶技の伝授を受け、元禄12年（1699）に京都鳴滝の地に窯を開いた。本件は、絵替り12枚揃いの色絵角皿で、これらのうち12月の皿の底裏に製作年が記されており、乾山の鳴滝窯時代の最古の紀年銘資料として知られる。正方形の角皿で、素地に白化粧をし、絵付をした後に透明釉を掛けて低火度で焼成する。板造りの正方形の皿を歪みなく焼き上げた高い焼成技術と、絵付の発色もよい精作である。藤原定家の「詠花鳥倭歌各十二首」の和歌各一首を皿の裏面に書き、表面にその歌意を表した図様を描く。文学に造詣の深い乾山ならではの造形趣向を端的に表した、初期乾山焼における代表作の一つであり、基準作である。（江戸時代）



③ きせとふくじはち 黄瀬戸福字鉢

一口

【所有者】 公益財団法人湯木美術館（大阪府大阪市中央区平野町3-3-9）

【大きさ】 高4.5cm 口径16.6cm 底径8.9cm

作行きや造形の優秀さから、高級食器として製作されたものと評価される鉢である。側面を立ち上げて口縁を端反りとし、やや広く平らになった見込み中央には、印花による「福」字を配する。器表には胆礬たんぱんと呼ばれる銅緑釉の緑斑が特徴的に表されている。焼成がきわめて良好で、全体に光沢があり、黄瀬戸のもつ豊かな発色と質感が実現されている。最盛期に製作された黄瀬戸の鉢のなかでも、特に器形、釉調ともに優れた遺品である。（桃山時代）



④ { ばっし
鉞子
どら
銅鑼

一対
一口

【所有者】 宗教法人東円坊（愛媛県今治市大三島町宮浦）

【大きさ】（鉞子） 径28.1cm 高4.8cm

（銅鑼） 直径29.2cm 幅3.4cm

鉞子と銅鑼の一具。銅鑄造に追鍛^{ついたん}とキサゲによる整形を施している。鉞子の鑿^{つば}の上面と銅鑼の内面に記した施入銘により、正慶元年（1332）10月に関東極楽寺の住持であった沙門俊海が、伊予国三島神社、つまり大山祇神社御宝前の法具として奉納したことがわかる。極楽寺は、幕府より伊予国分寺を始め、瀬戸内縁辺の諸国における興行を命じられるなど、西国との関連が深かったことは他の文献資料からも知られる。作行きも優れ、製作下限が明らかな基準作として、中世を遡る鉞子と銅鑼が揃いで伝来する貴重な遺例である。

（鎌倉時代）



<書跡・典籍の部>

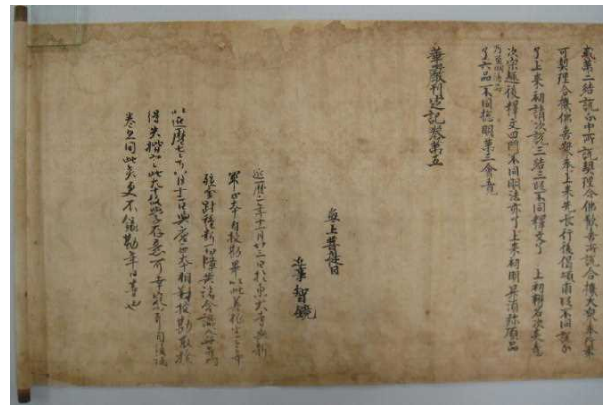
(有形文化財を重要文化財に 3件)

① 続華嚴經 略疏刊定記卷第五 一巻

【所有者】公益財団法人五島美術館（東京都世田谷区上野毛3-9-25）

【法量】27.1cm×861.2cm

『続華嚴經略疏刊定記』は、唐の慧苑による『大方広仏華嚴經』（八十華嚴）の注釈書である。本巻は、奈良時代末の書写になるもので、校合について二つの奥書がある。これらより、本書は延暦2年(783)に東大寺において新羅正本と校合し、また、延暦7年には唐正本と校合したものであることが知られる。本文中には、朱書の漢数字で日本語による語順を示す返点が付されている。これらは校合奥書に対応するものであり、我が国で現存最古の返点と認められ、国語学上、極めて貴重である。

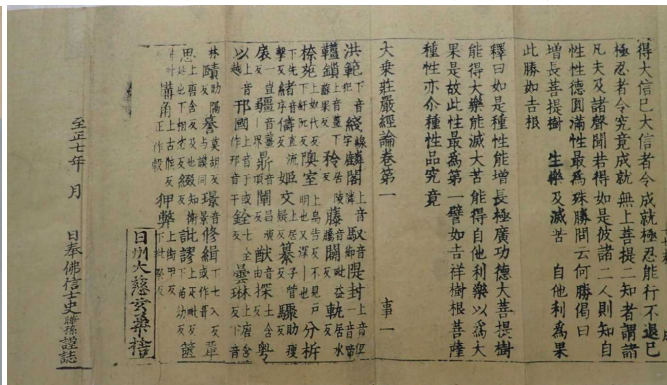


(奈良時代)

② 元版一切経 四千五百八十一帖

【所有者】宗教法人東福寺（京都府京都市東山区本町十五丁目778）

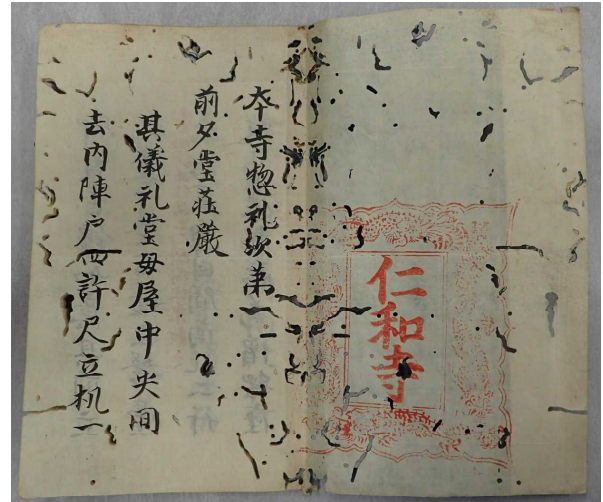
鹿児島県志布志の大慈寺二世剛中玄柔（1318～1388）が請来した普寧寺版の一切経を主体とし、不足分に中国・日本の版経・写経を加えたものである。剛中は、一切経二蔵を請来したといわれ、一蔵を東福寺に納めた。本経の多くには剛中が納めた旨の印記がある。元代の経箱も多く残っており、箱銘等から至正7年（1347）に寧波の宝華山世忠寺の大蔵経として施入されたことが知られる。なお、玄柔は嘉慶元年（1387）に東福寺54世となった。（中国・南宋～元時代、南北朝～江戸時代）



【所有者】 宗教法人仁和寺（京都府京都市右京区御室大内33）

仁和寺御経蔵に伝来した聖教の一部である。守覚法親王（1150～1202）は後白河院の第二皇子で、仁和寺第六代門跡。小野流・広沢流両流の法を受け継いだ。本書は、守覚法親王が集大成した法会仏事の次第書である。中世の朝廷の儀礼的世界を研究する上での基本的な史料として極めて貴重である。守覚法親王がまとめた鎌倉時代前期の「紺表紙小双紙」と江戸時代の精緻な写本からなる。

（鎌倉～江戸時代）



<古文書の部>

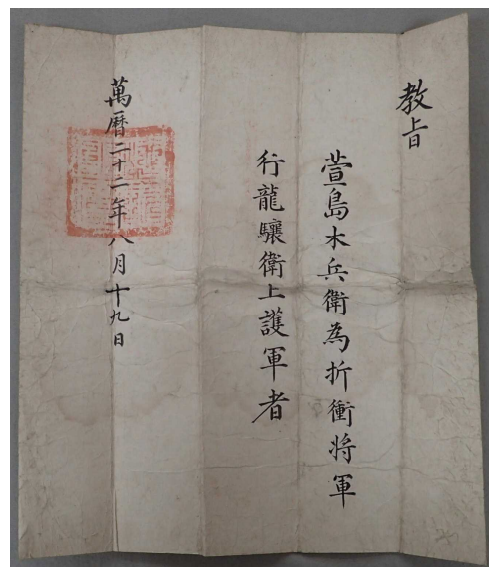
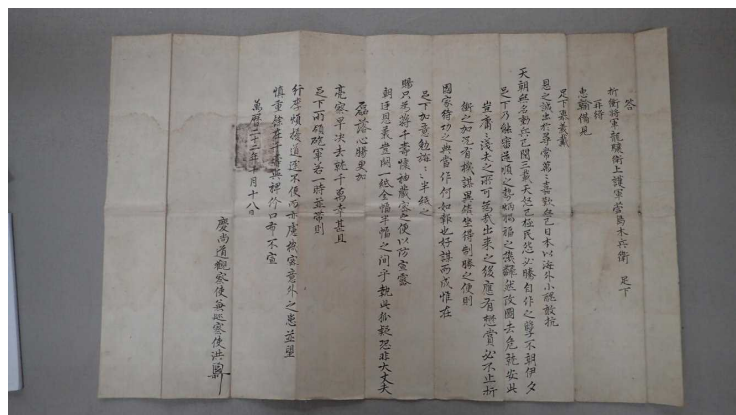
(重要美術品を重要文化財に 1件)

- ① {
 ちようせんこくこくしん ^{ばんれきにじゅうにねん} 万曆二十二年
 朝鮮国告身 一通
 けいしょうどうかんさつしけんじゆんさつしこうりししょうでんれいならびはよじょう ^{ばんれきにじゅうにねん} 万曆二十二年
 慶尚道觀察使兼巡察使洪履祥伝令并書状 二通

【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）
九州国立博物館保管

万曆22年(1594)、朝鮮国王宣祖が毛利家家臣萱島木兵衛を朝鮮国の武官に任命するために発給した告身一通と、これに関連して慶尚道觀察使兼巡察使洪導が発給した関係文書二通。文禄の役に従軍していた萱島木兵衛は、朝鮮軍から寝返りの勧誘を受けて、官職まで与えられていたことが知られる。しかし、洪導から木兵衛宛ての文書では、木兵衛が態度を明確にしないため、朝鮮側への協力を促している。その後、木兵衛は最後まで寝返ることなく、日本へ帰還した。

(朝鮮時代)



(有形文化財を重要文化財に 5件)

① 豊臣家文書(六十七通)

二冊、六十五通

【所有者】個人蔵

豊臣家文書は足^{あしもり}守木下家に伝わった文書群である。足守木下家は、豊臣秀吉の正室ねねの兄木下家定を初代とし、代々備中・足守藩の藩主を務めた。本文書は豊臣家の家文書であり、秀吉、秀次に官位を与えた位記、^いき^{せんじ}宣旨や秀吉の自筆覚書、ねねの自筆書状、明国との和親交渉に関わる切紙、小早川秀秋・徳川秀忠からの書状等、多彩な内容となっている。



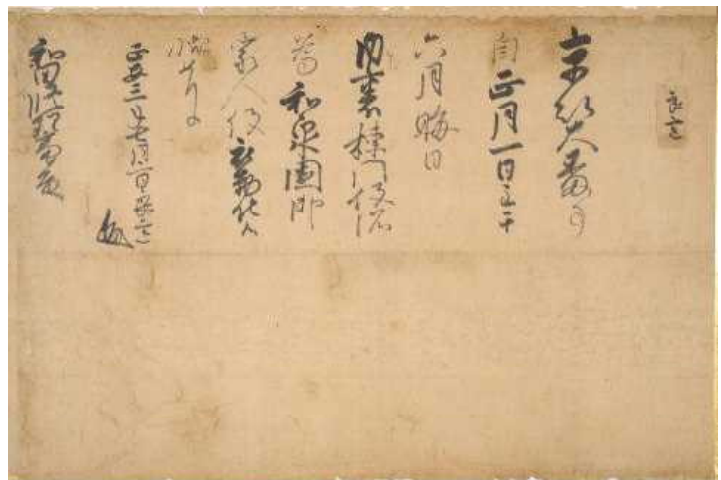
(安土桃山～江戸時代)

② 和田家文書(百四通)

八巻、二幅

【所有者】個人蔵

和泉国大鳥郡和田庄に本拠を置いた武士である和田^{みきた}氏の文書群。鎌倉から南北朝・室町時代の文書が多く、動乱期の在地領主の動向を研究する上で貴重である。鎌倉幕府御家人でもあった和田氏は、南北朝の動乱では、当初は幕府方として参戦するが、後に南朝方となる。南朝方の文書の正^{しょうもん}文がまとまっている点にも特色がある。和田氏の地元である堺市博物館へ寄託されてから、さらに研究が進んだ。



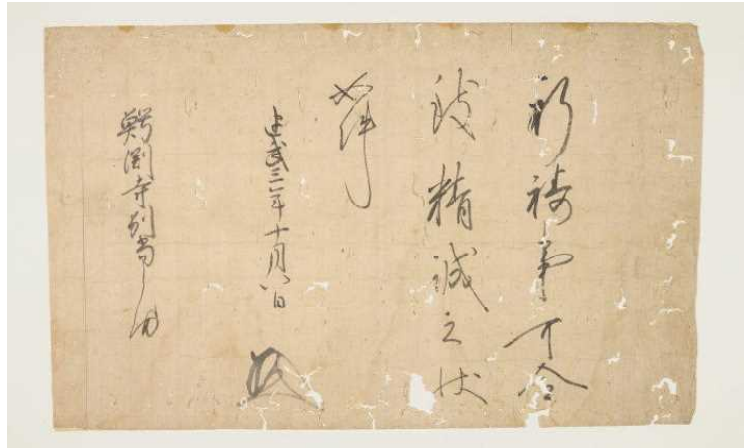
(鎌倉～江戸時代)

③ 鰐淵寺文書 (四百九十四通)

十卷、十冊、一幅、
四百七十二通

【所有者】宗教法人鰐淵寺（島根県出雲市別所町148）

鰐淵寺は天台宗の古刹で、出雲大社（杵築大社）とも深い関係を有していた。鎌倉時代前期からの寺蔵文書は、中世文書だけでも380通ほどにのぼる。内容は、寺領に関する訴訟文書や安堵状、祈禱文書、座次相論文書ほか多様であり、また朝廷・幕府および戦国大名とのかかわりを示す文書が多い。



明治時代に南朝関係の文書2件だけが指定されていたが、近年、文書集が刊行されるなど研究が深まった。

(鎌倉～明治時代)

④ 大宰府跡出土木簡

百十三点

【所有者】福岡県

(福岡県福岡市博多区東公園7-7)

九州歴史資料館保管

大宰府周辺から出土した木簡で、出挙、賑給や兵士の雑役等に関わる文書木簡、九州各地から納められた荷札木簡等が多い。荷札木簡には筑前、筑後の木簡をはじめ、奄美大島、沖永良部島といった南島からの木簡も含まれている。また、1枚の板材の一部を2枚に割き、現代の封筒のように用いた封緘木簡など類例の少ない木簡もある。西海道を統轄していた大宰府の日常の実態を伝える史料として極めて貴重である。



(飛鳥～平安時代)

【所有者】沖縄県（沖縄県那覇市泉崎1-2-2）

沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター保管

沖縄では、多くの石碑が建立されたが、ほとんどが戦災で傷つき、原位置を離れて別置保存されている。これらの石碑は沖縄県立博物館・美術館等に保管され、一部は展示されている。最古の石碑は第一尚氏時代の尚巴志代にあたる1427年の「安国山樹花木記之碑」である。このほか、慶長14年（1609）島津氏の琉球侵攻以前の古琉球の石碑に限っても8点を数え、紙史料の伝存が少ない中で貴重な文字史料となっている。



（第一尚氏～第二尚氏時代）

<考古資料の部>

(有形文化財を重要文化財に 7件)

ひょうごけんいけだこふんしゅつどひん
① 兵庫県池田古墳出土品

一括

【所有者】兵庫県(兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

兵庫県立考古博物館保管

全長約135メートル、但馬地域で最大規模を誇る前方後円墳に伴う形象埴輪を中心とする出土品の一括。古墳は五世紀前半の築造。墳丘の中央部を横断するように敷設された国道の改良工事に伴って発掘調査され、造出や渡土堤など古墳に付属する施設から、水鳥形、家形、盾形等の形象埴輪や、土器・食物形土製品などの小型模造品が多数出土した。

特に、水鳥形埴輪が24体以上出土しており、全国で最多を誇る。これらは写実性に優れ、形や体の表現、製作手法も多様である。なお、古墳時代、水鳥は他界を象徴する存在であったともいわれる。また、南北の造出で出土遺物の内容が異なっており、それぞれが儀礼の場として異なる役割を担っていたことが分かった。

以上本件は、残りの良い多数の水鳥形埴輪をはじめ種類豊富な埴輪や土製品・木製品があり、古墳上での儀礼や古墳に付属する施設の機能や変遷、古墳時代の精神世界を考えるうえで重要である。

(古墳時代)



② ^{わかやまけん あ す か じん じゃ けい だい ほ う ら い さ ん し ゅ つ ど ひ ん} 和歌山県阿須賀神社境内（蓬莱山）出土品

一括

【所有者】宗教法人阿須賀神社（和歌山県新宮市阿須賀1—2—25）

紀伊半島の南部、熊野川の河口右岸に位置する蓬莱山は、^{じよふく}徐福伝説を伝える熊野信仰の聖地・神体山として崇められてきた。その麓には、以前は熊野速玉大社の^{せつしや}摂社であった阿須賀神社が鎮座する。本件は、この阿須賀神社の本殿裏、蓬莱山の麓から、伊勢湾台風で立木が倒れた際に^{いしぐみ}石組遺構が発見され、そこから出土した多数の^{みしようたい}御正体等の一括である。発見直後に、発掘調査が行われて、その概要が報告された。

この度、新宮市による出土品の再調査が行われ、その全容が明らかになった。御正体は200点弱が確認され、阿須賀神社の祭神の本地である^{だいいとくみようおう}大威徳明王を表現した個体が多数を占め、これに^{やくしによらい}薬師如来像や^{あみだによらい}阿弥陀如来像など熊野三神の本地である尊像を表現した個体が加わる。さらに和鏡や一字一石^{いちじいつせききやう}石経、少数ではあるが銅銭や建築物の金具残欠も存在する。多くの資料に被熱痕が認められる事から、これらは室町時代に社殿に奉安されていたものが火災等で焼亡し、一括して神体山の麓に納められたものとも考えられる。本件は、当時の熊野信仰のあり方を良く示す一括であり、その学術的価値は高い。

（平安時代～室町時代）



とっとりけんあおやかみ じ ち いせきしゅつどひん
③ 鳥取県青谷上寺地遺跡出土品

一括

【所有者】鳥取県（鳥取県鳥取市東町1-220）

鳥取県埋蔵文化財センター青谷調査室保管

日本海に繋がる潟湖に面した弥生時代前期後葉～古墳時代初めにかけての大規模な集落遺跡からの出土品一括。日本海を通じて行われた国内外との交易の実態を示す精巧な木製品、玉類やその製作関連資料、中国大陸や朝鮮半島由来の銅鏡や銭貨、鑄造鉄製品を代表として、生業を示す木製・石製農工具や骨角製の漁労具、戦いに用いた武器・武具、儀礼に用いたト骨や楽器、建築部材や様々な絵画資料などきわめて多彩かつ豊富な資料で構成される。

本件は、弥生時代における社会的分業の存在を示す交易関連資料に加え、生業や精神文化など弥生集落の具体像を知るうえで、欠かすことのできない内容を持つ。

(弥生時代～古墳時代)



④ とくしまけん や の いせき しゅつどひん 徳島県矢野遺跡出土品

一括

【所有者】徳島県（徳島県徳島市万代町1-1）
徳島県立埋蔵文化財総合センター保管

徳島市の西方、鮎喰川左岸の扇状地上に営まれた縄文時代の集落跡からの出土品。徳島南環状道路建設に先立つ調査で、縄文時代から古代まで、幅広い時期の遺構・遺物が検出され、埋納された状態で発見された突線袈裟襷文銅鐸は、「矢野銅鐸」と呼ばれ、重要文化財に指定されている。

縄文時代の集落跡は、遺跡の北寄りに集中し、竪穴住居跡や河川の流路跡などから、縄文時代後期初頭を中心とした多量の土器・石器等が出土した。

本件はその一括で、なかでも全面に刺突文がある円形の土面は、わが国で最も古く、また現在のところ最も西からの出土例として注目される。また、水銀朱を含む赤色顔料が付着した資料や、全形が遺存する縄文土器は、西日本における縄文土器研究の指標となる。

これらは、西日本を代表する大規模な縄文時代集落遺跡の出土品一括であり、その学術的価値は高い。

(縄文時代)



⑤ きんさくめいたち
金錯銘大刀

一口

【所有者】福岡市（福岡県福岡市中央区天神1-8-1）

福岡市埋蔵文化財センター保管

【法 量】長74.0cm

九州大学の校地造成に先立って調査された元岡古墳群に所属する、径15～18メートルの円墳から出土した副葬品の一つ。古墳は七世紀前半の築造と考えられる。

金錯銘大刀は、長74センチメートルを測り、刀身の棟に純度の高い金線で「大歳庚寅正月六日庚寅日時作刀凡十二果口（練カ）」の19字が象嵌されている。当時、国内では「元嘉暦」が使われていた可能性があり、この暦で「庚寅」年の正月六日が庚寅となるのは、西暦570年に限られる。なお、象嵌の字体は隸書体風で柔らかく、跳ねや払いも表現されている。

本件は、高い技術水準と純度の高い金素材を用いて製作され、干支による暦年代と日付が記された貴重な金石文遺例である。また、国内で暦が使われた最古の例となる可能性もあり、学術的価値が高い。

（古墳時代）



おおいたけんふないおおとも しいせきしゅつどひん
⑥ 大分県府内大友氏遺跡出土品

一括

【所有者】大分県（大分県大分市大手町3-1-1）
大分県立埋蔵文化財センター保管

中世に豊後を支配した大友氏が拠点とした府内における、居館周辺の町屋や旧万寿寺まんじゆじ跡などの寺院跡等からの出土品一括。居館跡とその周辺は、都市開発により長年に亘って発掘調査が実施され、当時の治世を特徴づける資料や住民の生活を示す様々な遺物が出土している。

本件は、それらのうち主要な資料で構成され、土器・土製品、木器・木製品、金属製品、骨角製品やガラス製品など、内容は多彩である。中でも鉛や青銅を素材としたメダイやガラス製のコンタツなど、キリスト教信仰に関わる遺物は注目される。また、中国・朝鮮・東南アジア産の陶磁器など、当時の幅広い交易や他地域との交流を示す遺物も多く、国際貿易都市として栄えた府内の様相を良く示す。

本件は、大友氏治世下の都市の様相を良く示し、わが国の中世都市の実態を解明するうえで貴重である。

(鎌倉時代～安土桃山時代)



⑦ かごしまけんさんかくやまいせきしゅつどひん
鹿児島県三角山遺跡出土品

一括

【所有者】鹿児島県(鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1)

鹿児島県立埋蔵文化財センター保管

種子島空港の移転新設に先立って調査された遺跡からの出土品一括。縄文時代草創期そうそうきの南九州地域で盛行した、九州隆帯文土器りゅうたいもんの復元された個体を多数含み、それに伴う石器の数量や種類も充実している。

これらは、日本列島全体を視野にいれた、旧石器時代から縄文時代への移行期のあり方、とりわけ南九州地域で先行した縄文文化の初源的な展開を考えるうえで貴重な資料であり、縄文時代的な定住や生業の確立や、道具としての土器の日常的な使用の実態を窺ううえで興味深い内容を持っている。

(縄文時代)



<歴史資料の部>

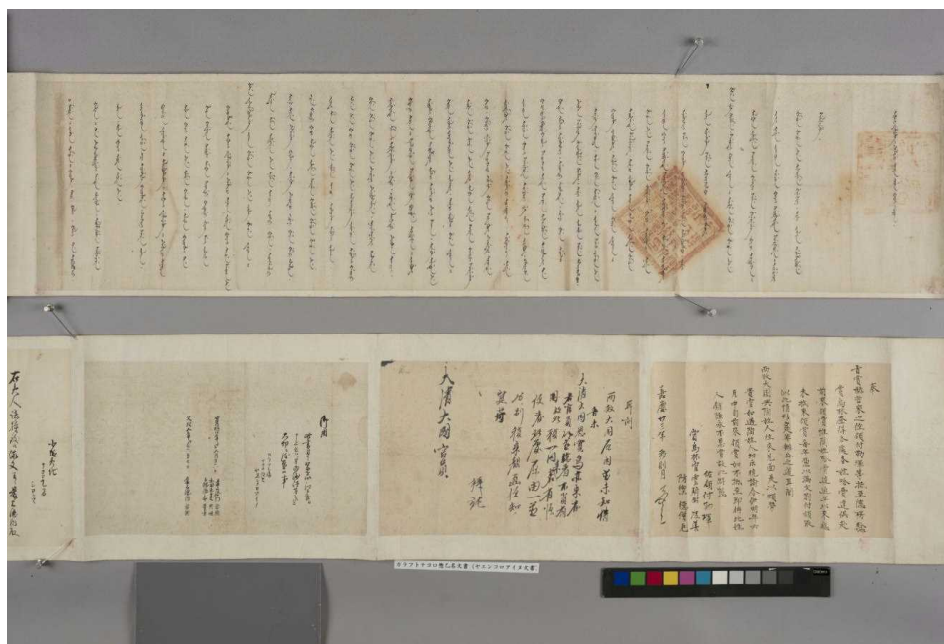
(有形文化財を重要文化財に 7件)

① カラフトナヨロ^{そうおとなもんじよ}惣乙名^{もんじよ}文書^{じゅうさんつう} (ヤエンコロアイヌ文書) (十三通) 二巻

【所有者】国立大学法人北海道大学（北海道札幌市北区北八条西5）
北海道大学附属図書館保管

カラフト西岸ナヨロの惣乙名(複数村落の統括者)をつとめたアイヌの氏族長の家に保管、伝来した文書群で、清国関係文書4通と日本側作成文書9通の計13通で構成される。前者は18世紀後半から19世紀前半にかけての満文2通（1通は官印が押捺された檔案(公文書)）と漢文2通で、同国への進貢に関する内容をもつ。日本側作成文書は、江戸時代後期（18世紀末から19世紀中葉）のもので、最上徳内ら北蝦夷地探査に携わった人物による前記満文文書ほかを披見した旨の書付、ならびに箱館奉行所、箱館府発給の惣乙名職等の任免状の2種に大別される。18世紀から19世紀にかけてのカラフトアイヌと清国、日本との関わりを伝える極めて稀有な文書群であり、当該期のいわゆる北方世界の歴史研究上に学術的価値が高い。

(清時代、江戸時代～明治時代)



【所有者】独立行政法人国立文化財機構（東京都台東区上野公園13-9）
九州国立博物館保管

『蝦夷島奇観』は、村上島之允（秦檍磨、1760～1808）が制作したアイヌ風俗画で、寛政12年（1800）に成立し、その後増補、改訂がなされた。本件は、内容から文化4年（1807）から同5年の間に制作され、幕府若年寄の地位にあった堀田正敦に贈呈されたとみられる秦檍磨自筆本である。アイヌ文化の変容を危惧する意識の下に、アイヌの生活に対する深い理解と精緻な観察に基づき、その伝説、儀礼、家屋、民具、狩猟などについて記録する。この本は最終稿に近く最も内容が充実し、伝来も明らかな自筆本として、数ある『蝦夷島奇観』中最も重要である。19世紀初頭における高い記録性を有する蝦夷地の地誌、アイヌ民族誌として北海道、アイヌの歴史、文化研究上に貴重である。

(江戸時代)



【所有者】 国立大学法人東京藝術大学（東京都台東区上野公園12-8）
東京藝術大学附属図書館、東京藝術大学大学美術館保管

後藤家は室町時代中期の祐乗を祖し、室町将軍家、織田氏、豊臣氏、徳川氏などの武家に彫金御用で仕え、刀装金工師として知られた町衆であった。江戸時代は、江戸を拠点とし、彫金御用のほか、大判座、分銅座を運営した。本資料群は、後藤本家である四郎兵衛家に伝来した、江戸時代における文書・記録類617点と分銅13点から構成されるが、とくに刀装具の三所物(目貫、小柄、筭)を中心とする彫金作品の制作台帳たる「本帳」と、彫金作品の鑑定台帳たる「極帳」など彫金御用の記録類が中核を占める。本件は、後藤家が制作および鑑定した刀装具の品質、形状、評価等を詳細かつ網羅的に記録するもので、江戸時代の刀装具、金工史を研究するうえでの基礎資料として重要である。大判座、分銅座関係の文書・記録類を併せ、江戸時代の政治史、経済史、文化史、工芸技術史等の研究上に価値が高い。

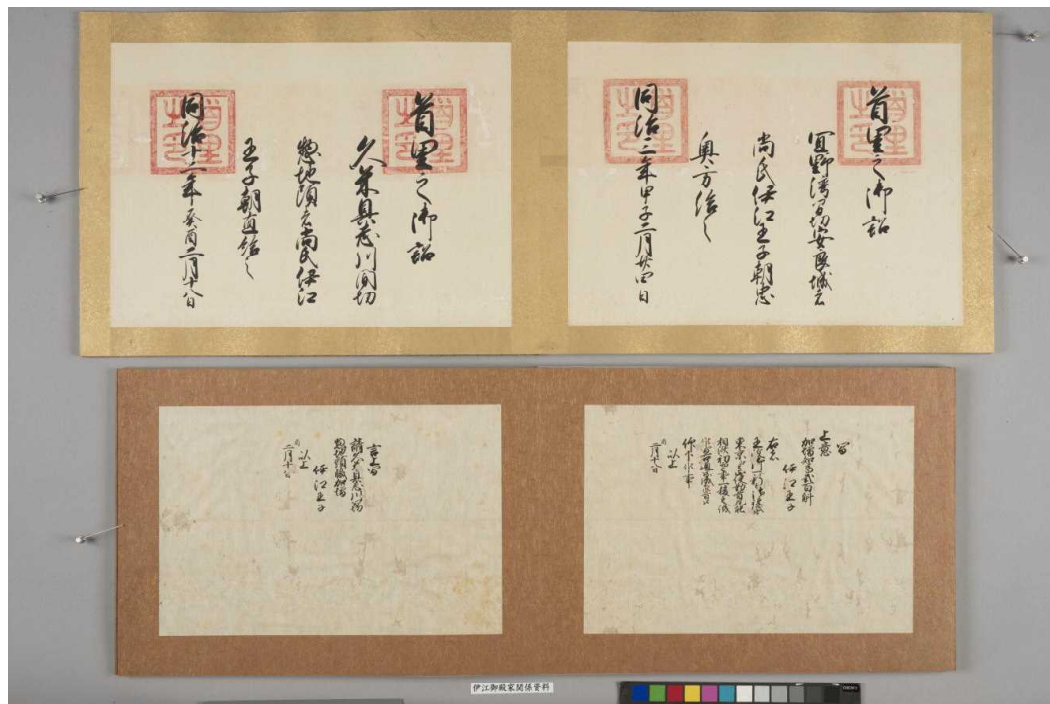
(江戸時代)



【所有者】個人蔵

伊江御殿家は、第二尚氏4世の尚清王7男の尚宗賢伊江王子朝義（1538～1586）を祖とする尚家の分家の王族で、11世朝忠（朝直、1818～1896）の代に近代を迎えた。歴代首里王府の要職を歴任したが、とくに朝忠は、同治11年（1872）に慶賀使正使として東京に赴き、また同年から光緒2年（1876）まで摂政職を務めるなど重職を担った。本件は、同家に伝来した文書・記録類145点及び墨跡1点の計146点で、文書・記録類は家譜類、履歴関係記録からなる記録類と、辞令書、生子証文、口上覚等からなる古文書類に大別される。これらは同国の王族における家譜及び家譜編纂に関わる文書、記録類がまとまって伝存する稀有な例で、同家の歴史のみならず同国の家制、職制、文化を知るうえで充実した資料群として政治史、文化史上等に価値が高い。

（第二尚氏時代～明治時代）



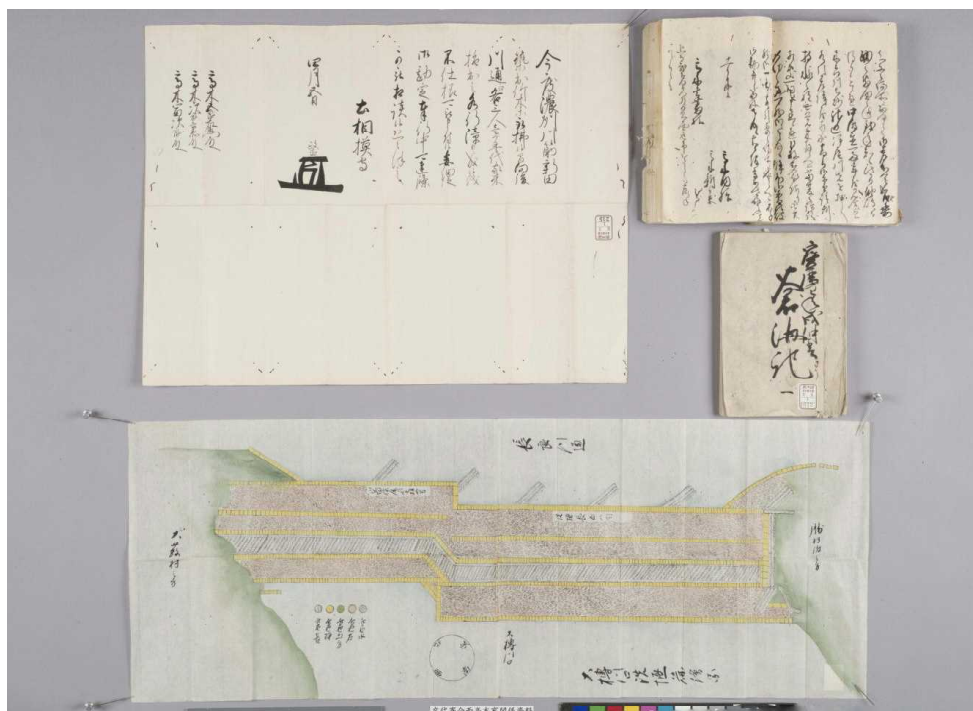
こうたいよりあいにしたかぎ け かんけいしりょう
⑤ 交代寄合西高木家関係資料

一括

【所有者】 国立大学法人名古屋大学（愛知県名古屋市千種区不老町）
名古屋大学附属図書館保管

西高木家は江戸時代には交通の要衝である美濃国時・多良両郷（現大垣市）に所領をもち、多良郷宮村に陣屋を構えた旗本であった。交代寄合という格式を持ち、美濃衆とも呼ばれ、知行地に在住して参勤交代した。江戸時代を通じ一貫して所領支配を行うとともに、江戸時代前期から幕末まで木曾三川流域の治水を美濃郡代とともに担った事績は特筆される。本件は、同家伝来の質量ともに豊富な文書・記録類と典籍類であり、今回は目録作成が完了した32,756点を指定対象とする。同家の所領支配や家臣団、幕府への公役等に関する資料はその職務と支配の実態をよく示し、治水に関する資料は洪水が多発した木曾三川流域における治水・利水の営みを具体的に明らかにして河川行政研究上に注目されるなど、本資料群は同時代の政治史、社会経済史、治水・災害史、土木技術史さらには古文書学等の研究上に高い学術価値を有する。

（江戸時代～明治時代）



⑥ ホジ六〇一四号蒸気動車 ごうじょうきどうしゃ 大正二年、汽車製造株式会社製 たいしょうにねん きしゃせいぞうかぶしがいしゃせい 一両

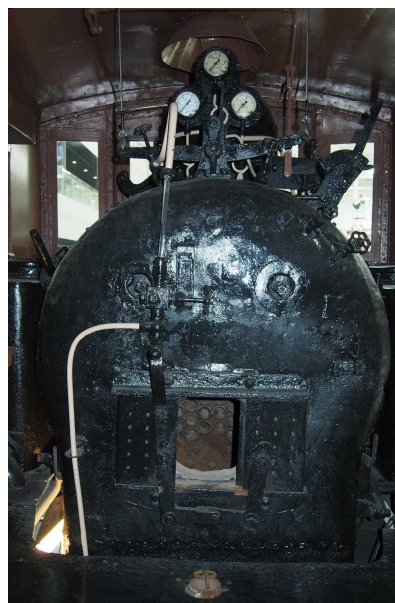
【所有者】東海旅客鉄道株式会社

(愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ)

リニア・鉄道館保管

蒸気動車は、客車の片側に蒸気機関車と同じ動力機構を備えて単車運転を可能にした車輈で、このホジ6014号は大正2年(1913)に鉄道院の発注をうけて汽車製造株式会社が製造した工藤式蒸気動車である。汽車製造合資会社の工藤兵治郎が明治42年(1909)に開発した工藤式は、国産初の蒸気動車で保守点検・修理上の取扱に優れた。本車輈は、神戸鉄道管理局、九州鉄道管理局に所属し、昭和18年(1943)まで運用された。翌年名古屋鉄道に譲渡後は運用されることなく、博物館明治村での展示等を経て現状に帰した。蒸気動車は、明治30年代後半から昭和初期にかけ、都市近郊・地方の非電化・閑散線区において小単位の高頻度・短距離輸送を担った。本車輈は現存唯一の蒸気動車であることにくわえ、蒸気機関、動力伝達機構、台車、台枠、車体などの保存状態が特に優れ、鉄道史、科学技術史上等の研究上に価値が高い。

(大正時代)



⑦ ^{やえやまくらもとえ しがこうるい みやらあんせんきゆうぞう}八重山蔵元絵師画稿類 (宮良安宣旧蔵)

九十点

【所有者】石垣市（沖縄県石垣市美崎町1-4）

石垣市立八重山博物館保管

19世紀の琉球国八重山蔵元の絵師が描いた画稿類の一括資料である。蔵元は琉球国の離島統治機関であり、八重山蔵元は明治30年（1897）に廃止された。蔵元絵師は、寺社の絵画制作、年中行事等の風俗画制作に加え、漂着船等の記録画や貢納布御絵図帳の作成、さらには地図の作成に従事した。本画稿類は最後の蔵元絵師であった宮良安宣（1862～1931）が旧蔵していたもので、喜友名安信、宮良安宣等蔵元絵師等の手になる下絵、習作類である。画題は豊年祭、祝日の行列図や旗頭等の祭礼・風俗を描いたものが最も多く、他に機織・紡織・布晒や稲刈等の貢納に関する生業図、漂流民や船等の記録画、及び花鳥図等がある。19世紀後半の第二尚氏時代から明治時代における八重山の文化や自然を蔵元絵師が幅広く描いた稀有な資料群であり、同地域の文化史、琉球絵画史等研究上に資料価値が高い。

(第二尚氏時代～明治時代)



3. 登録有形文化財（美術工芸品）の登録

<歴史資料の部>

（有形文化財を登録有形文化財に 2件）

① けんちくきょういく けんきゅうしりょう せんだいこうとうこうぎょうがっこうけんちくがつかきゅうぞう
建築教育・研究資料（仙台高等工業学校建築学科旧蔵）

千四百三十七点

【所有者】国立大学法人東北大学（宮城県仙台市青葉区片平2-1-1）

東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻保管

東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻の前身である仙台高等工業学校建築学科（昭和5年学科設置）等において、同校初代建築学科長兼教授として一貫して建築教育にあたってきた小倉強（1893～1980）を中心に同校教官等により収集、制作、使用された資料群で、建築模型類90点、建築標本類98点、建築古材類87点、実測図面267点、典籍類84点及び写真原板類811点から構成される。地方中核都市の旧制高等教育機関における建築教育、研究資料が多様な分野にわたり関連性を有しながら豊富に残され、その建築教育、研究の実際を窺うことができ、建築史学・教育史上に学術価値を有する。

（昭和時代）



② かんりつこうとうきょういくきかんえいぜんそしききんだいけんちくずめん とうほくていこくだいがくえいぜんかきゅうぞう
官立高等教育機関営繕組織近代建築図面（東北帝国大学営繕課旧蔵）

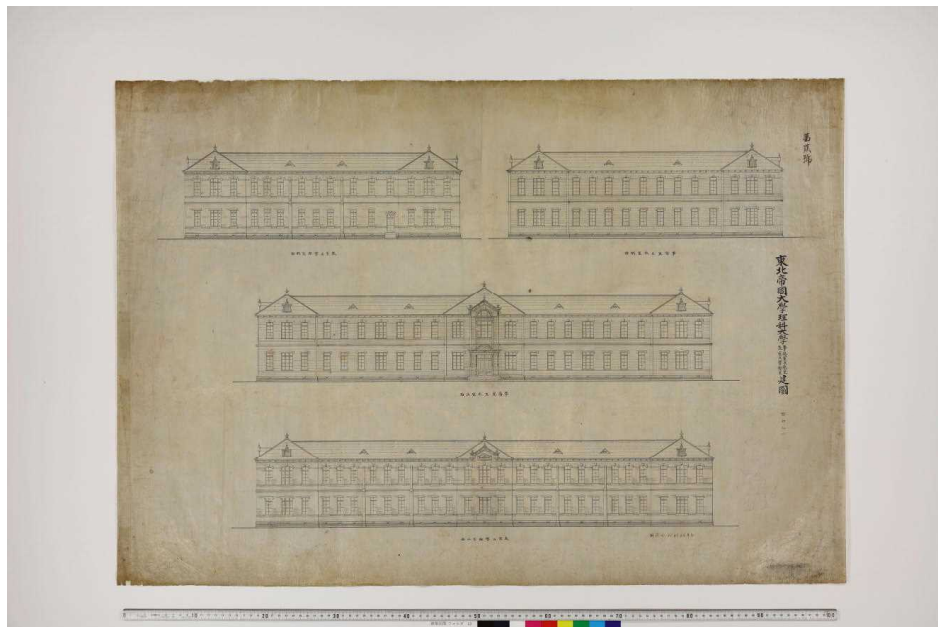
千百三十九点

【所有者】国立大学法人東北大学（宮城県仙台市青葉区片平2-1-1）

東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻、東北大学史料館保管

旧仙台市片平丁などに所在した、第二高等中学校をはじめとする東北大学の前身となった官立高等教育機関等の建築図面類で、東北帝国大学営繕課に保管されていた一群である。これらは、文部省及び東北帝国大学等の営繕組織が設計・監理を担当したもので、明治20年（1887）設立の第二高等中学校のものを最古のものとして、学制改革に伴い新制の東北大学に改組される以前の昭和24年3月までの図面類を一括して登録対象とする。当該建造物の構造、意匠、諸室配置、内装、設備など建築の内容を知ることができるだけでなく、設計機関、設計者の具体を窺うことができるもので、近代日本の高等教育機関の営繕組織の変遷、すなわち文部省から東北帝国大学の建築掛・営繕課へと移行していく歴史的経緯を明らかにする。近代の高等教育機関の建築史、教育史等研究上に学術価値が認められる。

（明治時代～昭和時代）



Ⅲ. 参 考

○国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定件数

種 別 \ 事 項	新規指定件数		合 計
	国 宝	重要文化財	
絵 画	1	5	2, 031 (162)
彫 刻	2	8	2, 715 (138)
工 芸 品	0	5	2, 469 (253)
書跡・典籍	0	3	1, 916 (228)
古 文 書	0	6	774 (62)
考 古 資 料	0	7	647 (47)
歴 史 資 料	0	7	220 (3)
合 計	3	41	10, 772 (893)

(注) 合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

<参照条文> 文化財保護法（抄）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除

○登録有形文化財（美術工芸品）の登録件数

種別 \ 事項	新規登録件数	合計
絵画	0	0
彫刻	0	0
工芸品	0	3
書跡・典籍	0	1
古文書	0	0
考古資料	0	4
歴史資料	2	8
合計	2	16

<参照条文> 文化財保護法（抄）

（有形文化財の登録）

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。
- 3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。